

森林・湖沼環境税（仮称）についての意見要旨及び意見に対する県の考え方

- 募集期間 平成19年9月4日から27日まで
- 意見提出者数 378名（個人310名，法人・団体等 68名）
- 提出意見数 800件（個人639件，法人・団体等161件）

【賛否】

区分	意見提出者数		
	総数	個人	法人
○賛成	173	126	47
○基本的に賛成だが，検討すべき点（税額，用途，課税方法等）がある	115	98	17
○反対	90	86	4
合計	378	310	68

（※いただいた意見書の主旨に基づき，分類したものです。）

【具体的意見】

意見要旨	意見数			県の考え方
	総数	個人	法人	
I 目的				
1 環境を守るためという趣旨に賛同	75	68	7	<p>○本県は，県北地域を中心に分布する森林や，県南・鹿行地域から県央・県西地域にかけて生活用水などを供給する霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川など，多様で豊かな自然環境に恵まれており，これらの自然環境は私たちの生活に有益な公益的機能を有しています。</p> <p>○しかし，森林の荒廃は進行し，霞ヶ浦などの水質も目に見えるほどの改善に至らない状況にあることから，森林や湖沼・河川の公益的機能の維持・発揮が求められている状況にあります。</p> <p>○森林や湖沼・河川などの自然環境の恩恵は，すべての県民が等しく享受しているものであり，自然環境を社会全体で支える観点から，県民の皆様に幅広く負担を求めることができ，自然環境の重要性を再認識できる税によりご負担をいただけないかと考えています。</p> <p>○新たな税負担を求めるとした場合でも，担税力に対する配慮は必要と考えています。</p> <p>○県民税均等割には，担税力に配慮した非課税の制度が設けられており，超過課税を行った場合でも次の場合は非課税になります。</p> <p>①生活保護法の規定による生活扶助受給者</p> <p>②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者，未成年者，寡婦又は寡夫</p> <p>③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の者</p> <p>○なお，高齢者については，年齢だけを理由に非課税とする制度はありませんが，一定の所得金額以下（例：水戸市で65歳以上の夫婦世帯では年金収入202万9千円以下）の場合は非課税となります。</p>
2 森林の荒廃や湖沼・河川の水質の悪化への対策は急務	41	25	16	
3 県民全体で支えていく仕組みが必要	22	17	5	
4 県民意識を高めていくために有効，自然環境を再認識するきっかけになる効果に期待	19	17	2	
5 環境保全活動（ボランティア）への参加のきっかけになる効果に期待	3	3	0	
6 現在は税負担感が増している状況であることへの配慮が必要	36	35	1	

意見要旨	意見数			県の考え方
	総数	個人	法人	
7 県民への説明が不足している、説明責任を果たすべき	29	28	1	○本税制案については、今後、引き続き、各種広報媒体等を活用することはもとより、県や関係団体等が主催する各種会議やイベント等の場を活用して、できる限り多くの県民の皆様に分かりやすく説明を行い、幅広くご理解が得られるよう努めたいと考えています。
8 既存の予算の範囲内で対応すべき、歳出削減など行革をさらに徹底すれば財源を確保できるのではないか	21	20	1	○本県の財政状況については、三位一体改革における地方交付税の一方的な削減などにより、極めて厳しい状況にあることから、「第4次行財政改革大綱」や「財政集中改革プラン」に基づき、徹底的な行財政改革に取り組んでいるところです。また、一般職員の給与カットも断行していますが、それでもなお、平成20年度においては、財政再建団体指定レベルの250億円の財源不足の状況にあります。 ○一方、本県の森林や霞ヶ浦等の現状を放置すれば、県民共有の財産である自然環境を健全な状態で次の世代に引き継いでいくことが大変困難になるとともに、県民生活にも重大な影響を与えかねないと考えています。 ○このため、これらの自然環境を保全するための施策を緊急かつ確実に推進することが求められており、そのためには新たな財源を確保していく必要がある状況です。
9 過去の大規模な公共事業（奥久慈グリーンライン、霞ヶ浦導水事業、ダム事業等）の総括的な責任を果たすべき	4	4	0	○大規模な公共事業等については、事業効果などを勘案し、産業や交流など本県の発展につながる基盤整備や、県民の生活・安全に関連した事業を進めてきたところです。また、公共事業等に係る経費についても、その縮減に取り組んできたところであり、現在は、既に景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準以下にまで縮減してきています。 ○今後とも、その縮減・重点化を図ってまいります。
10 寄付など他の財源確保策によるべきではないか（税を導入することにより寄付の意欲をそぐことにならないか）	9	9	0	○環境保全施策を推進するための新たな財源については、寄付金のほか、使用料・手数料や分担金等により負担を求める方法についても検討を進めてきたところです。 ○寄付金については、自発的に金銭を納めることにより、環境保全に対する意識が向上するというメリットがありますが、強制力がなく、収入源として不安定になります。また、財源の規模には一定の限界があるため、取り組む施策の対象が限定的にならざるを得ず、安定的な事業の財源確保の点で課題があります。 ○今回の税制案については、地域社会の費用を等しく負担する性格を有している県民税均等割の超過課税が、今回の目的や趣旨に最もあったものであると考えています。また、税を納めていただくことにより、自然環境の重要性を再認識していただくきっかけになるものと考えています。

	意見要旨	意見数			県の考え方
		総数	個人	法人	
11	安易に税によることとしていないか、慎重な議論が必要	3	2	1	○森林の荒廃や霞ヶ浦など湖沼・河川の水質汚濁は日々進行していることから、早急な取組みが必要な状況です。 ○一方、本県では、行財政改革により、自然環境保全のための経費についても歳出の大幅見直し・削減の中、必要最低限の規模で実施してきているところですが、本県の財政状況は、危機的な状況が続いており、財源面で多くを期待することは困難であり、新たな財源を求めざるを得ない状況にあります。 ○また、寄付金や手数料・使用料、負担金等他の財源確保策についても検討したところですが、いずれも適性を欠くため、自然環境を社会全体で支える観点から、税により県民の皆様に広く薄く負担をお願いすることが最も適当ではないかと考えています。 ○なお、新税による事業は、従来の施策に上乘せして、緊急かつ重点的に取り組むべき事業であるとともに、県民等の参画を促進する仕組みなど、持続的に効果を発揮できるよう配慮したいと考えています。
12	森林保全や霞ヶ浦の水質保全の取組みはそれぞれの計画で既に実施することが決まっており、このための財源は既存予算から捻出できるものであるはずで、この財源に新税を充当することは既存施策への充当と同じではないか	1	1	0	
13	まずは環境を保全する意識を高める取組みからはじめるべきではないか	7	6	1	○森林保全や霞ヶ浦などの湖沼・河川の水質保全を図るためには、ボランティア活動など、県民の皆様の果たす役割は大きいものと考えています。 ○一方で、森林の荒廃や湖沼・河川の水質浄化は、日々進行しており、緊急な対策が求められているところであることから、県民の皆様以外にも、行政などの取組みを含めた役割分担のもとで環境保全対策を推進することが重要であると考えおり、そのための財源確保が急務となっています。 ○なお、本税制案は、県民の皆様に新たに税を納めていただくことにより、自然環境が有する公益的機能の重要性を再認識していただくとともに、自ら支えていく意識を高め環境保全活動等への参加を促進させることを目的の1つとしています。 ○また、税収の使途についても、県民協働による森林づくりの推進や県民参加による水質保全活動の推進に資する取組みへの充当について検討を進めているところです。
14	金銭的な貢献よりもまずは労務的な貢献を促進させる工夫が必要	2	2	0	
15	環境問題は国において取り組むべき事項ではないか（他県と協調して取り組むべきではないか）	7	6	1	○県民共有の財産である自然環境を健全な状態で次の世代に引き継いでいくためには、今、適切に対応を行う必要があり、国の施策を待つまでもなく、積極的に取組みを進めていく必要があると考えています。
16	教育、福祉などほかにも重要な問題があり、これらすべて新たな税負担を求められるようになるのか（なぜ環境問題だけ新たな負担を求めるのか）	3	3	0	○本県は、厳しい財政状況にありますが、今回の税制案は、森林や湖沼・河川の公益的機能を発揮させるために緊急的な取組みが必要となっている背景のもと、森林や湖沼・河川の公益的機能の恩恵は、すべての県民が享受していることから、広く薄く県民の皆様に負担をお願いできないかという考えに基づくものです。 ○したがって、この目的は、既存財源の置き換えとにならないよう自然環境の保全の効果を挙げるためのこれまでになかった取組みを進めるためのものであり、単なる財源不足を補うためのものではありません。

意見要旨	意見数			県の考え方
	総数	個人	法人	
17 自然環境の恩恵を県民全体で享受していることは理解できない(地域的な偏りがあるのではないか)	3	3	0	○本県の森林は、県北地域では、県全体の6割が分布し、人工林の割合が高く林業が盛んな地域です。その他の地域では、広葉樹による平地林が多く分布しています。 ○また、霞ヶ浦をはじめとする湖沼についても、その分布状況は地域的に差異はありますが、例えば、霞ヶ浦は、水道用水や工業・農業用水で、県央・鹿行・県南・県西地域の31市町村が関わりをもっています。
18 森林と湖沼とは分けた税制とすべき	1	1	0	○このように、森林と湖沼を合わせて考えると、県内全域が含まれる状況にあり、森林や湖沼・河川の公益的機能には、水源涵養のほか、地球温暖化防止や保健休養の機能など、広い範囲に恩恵を与えてくれているものも多く、県域全体でその恩恵を享受しているものと考えます。
19 新税の必要性についての気運の高まりは実感できない	2	2	0	○新税については、昨年以降、森林や霞ヶ浦の関係団体から新税創設を強く要望いただいております。また、平成17年3月に実施した県民意識調査においても環境保全の必要性とその財源についての意見を多数いただいたところです。 ○地球温暖化など昨今の環境を取り巻く情勢に加え、本県の森林の荒廃や霞ヶ浦など湖沼・河川の水質汚濁は日々進行している状況から、早急な取組みが必要であると考えています。 ○今後も各種広報媒体を活用し、県民の皆様に対する理解の促進などに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
20 自然環境を現状のようにしてしまった原因を解明すべき	2	2	0	○森林の荒廃については、近年、木材価格の著しい低迷により林業の採算性が悪化し、森林所有者の経営意欲が低下し、管理放棄され適正に整備されない森林が増加していることなどによるものと考えております。 ○霞ヶ浦の水質については、平均水深が約4mと浅く他の湖沼と比べて汚れやすくなっている(琵琶湖：約40m、洞爺湖：約116m)という地形的な要因に加え、昭和40年代後半から流域における人口の増加や産業活動の進展などに伴い、水質の汚濁が進行したのと考えております。 ○今回の税制案は、これらの自然環境の恩恵は、すべての県民が享受しているところであり、各原因を踏まえた有効な対策を講じていくうえで、県民の皆様に広く薄く負担を求められないかという考えに基づくものです。
21 他県でも実施されているので、本県でも導入すべきではないか	1	1	0	○森林など自然環境保全を目的とした税制は、平成19年10月末現在で、25県が導入(うち23県で徴収開始)していますが、自然環境の保全の必要性については、本県独自の問題であり、他県で導入していることを理由に導入を検討しているものではありません。
22 他県で導入しているからという理由では納得できない	1	1	0	

意見要旨	意見数			県の考え方	
	総数	個人	法人		
23	なぜこの時期に行うのか理解できない	1	1	0	<p>○森林の荒廃や湖沼・河川の水質悪化は、日々進行していることから、一刻も早く対策を講じることが経費のうえからも有効と考えます。また、地球温暖化防止対策のうえからも、早期の取組みが求められております。</p> <p>○なお、それぞれの取組みの必要性については、森林については「森林・林業振興計画」(H18.3策定)において、霞ヶ浦については「第5期の霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」(H18.12策定)において、それぞれ提言されているところです。</p>
24	環境は自然に任せるべきで、行政は何も手を講じなくて良い	1	1	0	<p>○森林の荒廃や霞ヶ浦など湖沼・河川の水質汚濁は日々進行しており、このままでは、森林や湖沼・河川が有する公益的機能が十分に発揮されず、県民の皆様の生活に多大な影響を及ぼすことが危惧されます。</p> <p>○このような状況から、自然環境を県民共有の財産ととらえ、広く薄く負担をお願いし、公益的機能の発揮に有効な取組みを早急に進めていきたいと考えています。</p>
25	公益的機能の説明が不足している、教育的機能や文化的機能の位置づけを明確にすべき	1	1	0	<p>○森林の公益的機能については林野庁において、湖沼・河川の公益的機能については湖沼水質保全特別措置法において、それぞれ定義されている内容等を基に、公益的機能の具体的な内容を示しております。</p> <p>○しかしながら、これらの機能以外にも、私たちの生活に有益な機能は数多くあるものと思われ、そのような恩恵を享受していることは当然に認識しなければならないと考えます。</p>
II 課税方式・客体・期間					
26	すべての県民に広く薄く負担を求める観点から県民税に上乘せすることは妥当	27	21	6	<p>○県民税のうち均等割は、地域社会の費用負担を等しく分任する性格を有しており、受益者が広く県全体に及ぶ場合には、すべての県民に対して広く薄く負担を求めるべきであるという考え方に基づくものです。</p>
27	森林の荒廃や水質汚染の原因者には応分の負担を求めるべき	7	7	0	<p>○近年、林業の採算性の悪化等により、森林の保全・整備を森林所有者や林業関係者だけに依存することは大変困難な状況となっているところです。</p> <p>○一方、森林は多様な公益的機能を有しており、その恩恵を全ての県民が日常生活の中で享受していることから、その保全・整備については、県民全てが支えていかなければならないと考えます。</p> <p>○また、霞ヶ浦については、県内全44市町村のうち31市町村が上水、工業用水、農業用水の供給を受け、県民生活や産業の基盤となっていることや、豊かな水産資源やレクリエーションの場としての機能も有していることから、県民共有の貴重な財産であると考えます。</p> <p>○霞ヶ浦の水質改善には、県民生活や産業活動における裾野の広い運動を展開し、社会全体で支えていく取組みを推進していくことが必要でありますので、霞ヶ浦の水質保全の費用については県民全体で負担することが適当であると考えます。</p>
28	霞ヶ浦を汚した周辺市町村の責任で行うべき	1	1	0	

意見要旨	意見数			県の考え方
	総数	個人	法人	
29 目的税方式で徴収すべき	6	5	1	○法定外目的税は、受益者や原因者が特定でき、その程度が把握できる場合には、受益と負担の関係を明確にすることができるという点で、有効な課税方式です。 ○しかし、自然環境の公益的機能は、非常に多岐にわたり、その機能ごとに、誰がどの程度の受益を享受し、また誰がどの程度原因者となっているのかを個別に特定するのは極めて困難です。また、納税者や課税庁の双方に、新たに納税や課税・徴収に関する事務負担が発生します。 ○自然環境の公益的機能は全ての県民が等しく享受していますので、地域社会の費用負担を等しく負担するという性格を持つ県民税均等割が、今回の目的や趣旨に最も適合します。また、県民税均等割の超過課税の場合は既存の制度を活用することから、仕組みが簡便であり徴税コストも安価ですみます。 ○このように税の目的や趣旨、徴税コストの観点からも、県民税均等割の超過課税が妥当であると考えます。
30 住民税に便乗するような徴収方法は納得できない、県民1人当たりという人頭税的な考え方には反対	3	3	0	○本税制案では、県民税均等割の超過課税方式を採用しているが、実質的には、森林や霞ヶ浦などの自然環境を早急に保全、整備するための財源として導入する目的税的なものであることから、その収入額及び充当事業の内容、充当額等を明らかにする必要があります。 ○そこで、他の財源と区別し、税収と用途となる施策の関係を明確にするため、基金による管理を行うことなどについて検討いたします。
31 意識醸成を図る観点から、全額普通徴収とし、特別徴収は止めるべき	1	1	0	○今回の税制案は、多様な公益的機能を有している森林や湖沼・河川などの自然環境を、県民共有の財産として次の世代に引き継いでいくため、その費用を県民に広く薄く負担していただくというものです。 ○また、自然環境の公益的機能は、非常に多岐にわたるため、その受益の程度を定量的に把握することは困難であるが、全ての県民が等しく享受しているものであると考えています。 ○このため、地域社会の費用を等しく負担する税制である県民税均等割への超過課税が、今回の目的や趣旨に最も合ったものと考えます。 ○なお、県民税均等割には、担税力に配慮した非課税の制度が設けられており、超過課税を行った場合でも次の場合は非課税となります。 ①生活保護法の規定による生活扶助受給者 ②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 ③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の者
32 普通税として徴収することは、一般財源として目的外に使用される可能性があり、使途との関係が不明確になる	4	4	0	○今回の税制案は、多様な公益的機能を有している森林や湖沼・河川などの自然環境を、県民共有の財産として次の世代に引き継いでいくため、その費用を県民に広く薄く負担していただくというものです。 ○また、自然環境の公益的機能は、非常に多岐にわたるため、その受益の程度を定量的に把握することは困難であるが、全ての県民が等しく享受しているものであると考えています。 ○このため、地域社会の費用を等しく負担する税制である県民税均等割への超過課税が、今回の目的や趣旨に最も合ったものと考えます。 ○なお、県民税均等割には、担税力に配慮した非課税の制度が設けられており、超過課税を行った場合でも次の場合は非課税となります。 ①生活保護法の規定による生活扶助受給者 ②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 ③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の者
33 均等割への超過課税は逆進的であり、低所得者を苦しめることになる	2	2	0	○今回の税制案は、多様な公益的機能を有している森林や湖沼・河川などの自然環境を、県民共有の財産として次の世代に引き継いでいくため、その費用を県民に広く薄く負担していただくというものです。 ○また、自然環境の公益的機能は、非常に多岐にわたるため、その受益の程度を定量的に把握することは困難であるが、全ての県民が等しく享受しているものであると考えています。 ○このため、地域社会の費用を等しく負担する税制である県民税均等割への超過課税が、今回の目的や趣旨に最も合ったものと考えます。 ○なお、県民税均等割には、担税力に配慮した非課税の制度が設けられており、超過課税を行った場合でも次の場合は非課税となります。 ①生活保護法の規定による生活扶助受給者 ②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 ③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の者

	意見要旨	意見数			県の考え方
		総数	個人	法人	
34	環境破壊は個人よりも企業の責めによる ところが大きく、企 業のみに負担させる べき	2	2	0	○今回の税制案は、多様な公益的機能を有している森林や湖沼・河川などの自然環境を、県民共有の財産として次の世代に引き継いでいくため、その費用を県民に広く薄く負担していただくというものです。これは、自然環境の公益的機能は、非常に多岐にわたるため、その受益の程度を定量的に把握することは困難ですが、個人・法人を含め全ての県民が等しく享受しているものであることから、幅広く負担を求めてはどうかと考えています。 ○個人も法人も、地域社会の構成員として、地域社会の経費を広く分かち合うという考え方に基づき住民税が課税されており、今回の自然環境の保全についても、地域社会を構成するすべての者の責務ではないかと考えています。
35	ボランティアに取り 組む人の負担はどの ようになるのか	1	1	0	○現在においても、森林保全や湖沼・河川の水質浄化に積極的に取り組んでいる方が多数おられます。 ○今回の税制案は、県民の皆様幅広く負担をお願いしたいと考えています。今回の税制により、これまでボランティア活動に参加していなかった方が、これを機に参加されるような効果も期待しているところです。
36	5年間の課税期間内 に目標を達成できる のか	3	2	1	○環境保全施策は、その効果を図るうえで、ある程度長い期間を要するものです。 ○しかしながら、本税制案は、県民の皆様新たな負担をお願いするものですので、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、一定期間を経た段階で、施策の効果を検証し、見直すことが必要であると考えています。
37	課税期間は妥当では ないか	2	1	1	○なお、「森林・林業振興計画」や「第5期霞ヶ浦水質保全計画」など茨城県の環境保全に関する計画においては、その実施期間を5年としているものが多いことなどから、課税期間を5年程度とすべきではないかという検討を進めているところです。
38	5年間を目標とし て、集中的に環境整 備を行い、その後の 延長はすべきでない	2	2	0	
III 税率					
39	妥当な金額である・ この程度の金額はや むをえない	17	13	4	○税率は、本県の自然環境の特徴、他県の事例、県民の負担感を考慮し設定しているものです。 ○その根拠としては、本県は、森林のほかにも湖沼や河川など、多様な自然環境を有していることから、森林保全施策のほか、湖沼や河川の水質浄化など、他県に比べて事業の範囲が広く、かつ、それぞれの施策において、一定の成果をあげるために必要な財源を確保することが求められることや、平成17年3月に実施した県民意識調査の結果によると、1,000円と回答した者の割合が最も多かった（個人の37.8%、法人の40.9%）ことを踏まえ、設定したものです。 ○なお、法人は、個人を年額1,000円とした場合に、本県の県民税における個人分と法人分との税収割合（3：1）から税率を算定しています。
40	個人年間1,000円の負 担は重すぎる	14	14	0	○また、自然環境の恩恵は、すべての県民の皆様が享受しているものであり、その受益の程度を個々に測定することは困難であるため、地域の会費的性格を有する県民税均等割に一定割合を上乗せする超過課税方式によることが妥当であると考えます。
41	法人には更に多い額 の負担を求めるべ き、開発を進める企 業は環境破壊の原因 者であり開発面積等 に応じ税率を高くす べき	5	5	0	
42	法人には、従業者数 に応じた課税標準に すべき	1	1	0	
43	中小・零細企業に対 する課税免除などの 配慮は考えられない か	1	1	0	

意見要旨	意見数			県の考え方
	総数	個人	法人	
44 高所得者には応分の負担を求めるなど、税額に差を設けるべき	4	4	0	○森林や湖沼・河川の公益的機能による受益の程度は個々に判定することが困難です。 ○一方、これらの機能の恩恵は、すべての県民が等しく享受しているものと考えられるので、所得の多寡によるものではなく、地域社会の費用負担を等しく分任する性格を有する県民税均等割に一定割合を上乗せする超過課税方式によることが妥当であると考えます。
45 個人は世帯ごとの負担とすべき	4	3	1	○自然環境の恩恵は、すべての県民が等しく享受しているとの考え方に立ち、県民の皆様幅広く負担をいただけないかと考えているものであります。 ○新たな税負担を求めるとした場合でも、担税力に対する配慮は必要と考えております。 ○県民税均等割には、担税力に配慮した非課税の制度が設けられており、超過課税を行った場合でも次の場合は非課税になります。 ①生活保護法の規定による生活扶助受給者 ②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 ③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の者 ○なお、高齢者については、年齢だけを理由に非課税とする制度はありませんが、一定の所得金額以下（例：水戸市で65歳以上の夫婦世帯では年金収入202.9万円以下）の場合は非課税となります。 ○今後、県としての税制案の検討を進める際には、ご指摘のような県民への税負担感への配慮なども含め検討を深めたいと考えます。
46 高齢者や低所得者への配慮（軽減措置）が必要	2	2	0	○生活保護法の規定による生活扶助受給者 ②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 ③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の者 ○なお、高齢者については、年齢だけを理由に非課税とする制度はありませんが、一定の所得金額以下（例：水戸市で65歳以上の夫婦世帯では年金収入202.9万円以下）の場合は非課税となります。 ○今後、県としての税制案の検討を進める際には、ご指摘のような県民への税負担感への配慮なども含め検討を深めたいと考えます。
IV 用途				
47 環境保全に限定して活用し、他の使い方は厳に慎むべき	19	13	6	○本税制案では、県民税均等割の超過課税方式としていますが、実質的には、森林や霞ヶ浦などの自然環境を早急に保全、整備するための財源として導入する目的税であることから、その収入額及び充当事業の内容、充当額等を明らかにする必要があると考えています。 ○なお、透明性を確保するため、基金の活用など他の財源と区別する方法について検討いたします。
48 自然環境が良くなるような取組みに期待する、効果が出るようにすべき	15	13	2	○税収の用途は、森林環境の保全と霞ヶ浦を中心とした水質保全という導入目的に沿った、緊急かつ効果的な事業を想定していますが、その事業の詳細については、今後、議会や県民などのご意見をいただきながら内容を詰めていきたいと考えています。 ○なお、研究会では、県環境審議会の議論、県林審議会の答申、茨城県森林・林業振興計画などを踏まえ、次のような基本的な方向に則した施策例により検討を行ったところです。
49 税充当施策は、優先順位を決め、重点化して取り組むべき	1	1	0	○なお、研究会では、県環境審議会の議論、県林審議会の答申、茨城県森林・林業振興計画などを踏まえ、次のような基本的な方向に則した施策例により検討を行ったところです。
50 県民が自然環境にふれられるような取組みに充当すべき	3	3	0	(森林保全) ①森林環境保全のための適正な森林整備の推進
51 子どもたちの意識醸成に資するような取組みに充当すべき	3	1	2	②いばらき木づかい運動の推進（県産材利活用の推進） ③県民協働による森林づくりの推進
52 ボランティアの活動促進に資するような取組みに充当すべき	14	13	1	(霞ヶ浦の水質保全) ①霞ヶ浦の水質浄化対策の推進（有機物や窒素・リンの負荷量の削減） ②県民参加による環境保全活動の推進

	意見要旨	意見数			県の考え方
		総数	個人	法人	
53	森林保全にのみ充当すべき、霞ヶ浦への充当は反対	10	7	3	○霞ヶ浦は、県内全44市町村のうち31市町村が上水道、工業用水、農業用水の供給を受け、県民生活や産業の基盤となっていることや、豊かな水産資源やレクリエーションの場としての機能も有していることなどを踏まえると、県民共有の貴重な財産であると考えます。 ○霞ヶ浦の水質改善には、県民生活や産業活動における裾野の広い運動を展開し、社会全体で支えていく取組みを推進していくことが必要ですので、森林保全と同様、県民の皆様全体で支えていく仕組みが必要であると考えます。
54	森林や湖沼以外の取組みに充当できないか（海洋、他の湖沼、不法投棄対策等）	7	6	1	○今回の税制案は、森林の荒廃や湖沼・河川の水質のために検討を進めてきたものであり、当面はこれらの保全のための取組みに充当することを考えています。
55	森林又は湖沼に偏りなく双方に充当すべき	6	6	0	○本税制案は、森林保全と湖沼・河川の水質浄化という2つの目的を有するものですので、双方の目的を達成できるような税収の活用が重要であると考えています。 ○なお、具体的な配分については、施策の緊急性等を踏まえ、臨機応変に対応していきたいと考えています。
56	市町村の取組みが活発化するような仕組みは考えられないか	1	1	0	○持続的な森林保全や湖沼・河川の水質浄化を図るためには、県だけでなく、市町村、森林所有者、関係事業者のほか、県民や企業の皆様、ボランティアの皆様の果たす役割が大きいことから、役割分担と連携のもと、環境保全の取組みを推進していくことが重要であると考えます。
57	市町村の取組みと重複していないか	1	1	0	
58	事業の実施主体は民間であるべき	1	1	0	
59	環境保全は県民参画よりも行政による対応が前提であるべき	1	1	0	
60	充当する施策の内容を明らかにすべき、その施策によりどの程度効果が上がるのかを明らかにすべき	10	9	1	○現時点においては、これまでの取組みの実施状況や成果を検証したうえで、新たな税収により、今後、重点的かつ緊急に取り組まなければならない施策の基本的な方向を示している段階に止まっているところです。 ○個別具体的な事業の詳細については、今後、県民や市町村、関係団体等からのご意見を踏まえながら決定していく考えです。
61	どのような取組みが必要であるから、この程度の財源が必要であるという説明が必要	8	4	4	○現時点においては、施策の基本的な方向を示している段階に止まっており、個別具体的な事業の詳細については、県民や市町村、関係団体等からの意見を踏まえながら決定していく考えです。 ○税率の設定にあたっては、必要な事業の規模のほか、県民の負担感にも配慮しながら、適切な水準となるよう検討していきます。
62	この程度の取組みで環境が良くなるのか	6	6	0	○新税による事業は、自然環境の持つ公益的機能の維持・発揮を主眼として行う新たな切り口での取組みや、制度的或いは量的に拡充する取組みを想定しています。 ○なお、これらの取組みは、行財政改革（歳出の大幅な見直し・削減）の中、必要最低限の規模で実施している現在の取組みに加えて実施することを想定しています。

	意見要旨	意見数			県の考え方
		総数	個人	法人	
63	新税の収入額、徴収率、用途その他の情報を公開し、県民への周知を図るべき（透明性を確保すべき）	23	20	3	○本税制案は、普通税である県民税の均等割の超過課税によるものですので、税の考え方や目的が不明確になることが懸念されます。 ○そこで、適正な環境保全施策を着実に推進することに加え、本税制案を実質的に目的税的な取扱とするため、基金の活用など、他の財源と区別することを検討しています。 ○さらに、ホームページや各種広報媒体を活用しながら、税収や充当事業の内容などに関する情報についての広報に努めたいと考えています。
64	事業の効果を検証し、その結果を公表することが必要（第三者による評価機関が必要）	3	3	0	
(森林保全)					
65	森林の間伐を推進する必要がある	62	48	14	○税収の使途としては、森林環境の保全と霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川の水質保全という導入目的に沿った、緊急かつ効果的な事業を想定しています。 ○特に、森林環境の保全については、今回の研究会の報告書の中では、県森林審議会の答申や茨城県森林・林業振興計画などを踏まえ、次のような基本的な方向に則した施策例により検討を行ったところで（森林） ①森林環境保全のための適正な森林整備の推進 ②いばらき木づかい運動の推進（県産材利活用の推進） ③県民協働による森林づくりの推進 ○税収を活用して実施する事業の詳細については、今後、内容を決定していきたいと考えていますが、目的に合った施策に充当されることを前提に検討を進めたいと考えています。
66	木材利用の促進を図るべき	26	18	8	
67	平地林や里山林の保全整備に充当すべき	18	12	6	
68	木材の搬出促進のため、作業道や作業路の整備に充当すべき	15	8	7	
69	木造家屋の建設時の柱材補助制度を拡充すべき	15	6	9	
70	林業の担い手や林業指導者などの人材の育成・確保が重要	14	9	5	
71	児童生徒に対する森林環境教育に力を入れるべき	13	12	1	
72	海岸線の砂防林対策（マツクイムシの駆除等）に充当すべき	12	11	1	
73	公共施設における木材利用を促進すべき	10	8	2	
74	間伐材の利用促進に資する取組みを推進すべき（曲がり材、間伐材を加工した丸棒、合板、パルプなど）	8	0	8	
75	環境情操教育の場を創設し、森林浴や散策の楽しさなどを体験できる場を確保すべき	6	3	3	
76	高性能機械の導入を図るべき	5	3	2	
77	木材乾燥施設の整備を推進すべき	5	0	5	
78	バイオマス燃料の開発、製造、普及を図るべき	3	2	1	
79	伐採した木材の集積場所（ストックヤード）を確保すべき	3	0	3	

	意見要旨	意見数			県の考え方
		総数	個人	法人	
80	木材チップや枯葉を腐葉土としての販売促進を図るべき 木くずや葉，皮に商品価値が出れば林業活性化に寄与するのではないか	2	2	0	
81	広葉樹の植林を推進してはどうか	2	0	2	
82	民間企業における木材利用の取組みに対して助成してはどうか	2	0	2	
83	管理放棄林は公有化して整備してはどうか	1	1	0	
84	森林整備は水源の上流から順番に整備すべき	1	1	0	
85	間伐促進により，集成材工場や合板工場の稼働効率が上がれば，化石燃料の使用量も増え，環境悪化を招かないか	1	1	0	
86	林業従事者の意欲がわくような仕組みは考えられないか	1	1	0	
87	森林整備の知識と技術を持つ有償ボランティア制度を導入してはどうか	1	0	1	
88	特用林産物に関する施策に充当すべき	1	0	1	
89	都市緑化の取組みに充当すべき	1	0	1	
90	耕作放棄地や未立木地への造林が必要	1	0	1	
91	天然乾燥材の普及が必要	1	0	1	
92	民間企業と部分林契約をして，その成果に応じて税を還元してはどうか	1	0	1	
93	環境教育の指導者を養成すべき	1	0	1	

意見要旨	意見数			県の考え方
	総数	個人	法人	
94 個人の所有物である森林を税金で整備することに問題はないか	5	5	0	<p>○近年、林業の採算性の悪化等により、森林の保全・整備を森林所有者や林業関係者だけに依存することは大変困難な状況となっているところです。</p> <p>○一方、森林は多様な公益的機能を有しており、その恩恵を全ての県民が日常生活の中で享受していることから、その保全・整備については、県民全てが支えていかなければならないと考えます。公共財である森林の公益的機能の発揮のためには、荒廃が進み公益的機能が十分に発揮されない森林を緊急的に整備するためには、税を充当することも妥当であると考えます。</p> <p>○なお、税を充当して整備した森林に対しては、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、一定期間の伐採制限や処分制限を設けるなどの措置を講じることにより、私権に一定の制限をかけることなども必要ではないかと考えています。</p>
95 自助努力により整備した人に恩恵がなく、管理を放棄した人が恩恵を受ける制度にならないか	1	1	0	<p>○林業のための森林整備については、従来の施策（既存財源）により整備を推進することとしています。</p> <p>○今回、新たな負担を充当する森林整備は、公益的機能の発揮を主眼としたものとしており、従来の森林整備は、間伐を行う際に山林密度の20%程度を調整するものであることに対し、約40%程度を調整する強度間伐による整備を行うものなどであり、これまでの取組みとは考え方や手法が異なるものです。</p>
96 茨城の山はスギ林ばかりで県民に触れ合えるような森はない	1	1	0	<p>○今回想定している森林整備は、スギ林など人工林のみを対象とするわけではなく、都市部や農村部において身近な緑となっている平地林・里山林の保全整備も想定しています。</p> <p>○平地林・里山林の保全整備を推進することにより、子どもたちの遊び場、環境教育の場、地域の憩いの場といった身近な緑としての機能だけでなく、防風・防塵・防音など生活環境保全機能や多様な生物を育み機能が発揮されるものと考えています。</p>
(水質保全)				
97 浄化槽や下水道の普及を進めてほしい	6	5	1	<p>○税収の使途としては、森林環境の保全と霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川の水質保全という導入目的に沿った、緊急かつ効果的な事業を想定しています。</p> <p>○特に、水質保全については、今回の研究会の報告書の中では、県環境審議会の議論や第5期の霞ヶ浦に係る水質保全計画などを踏まえ、次のような基本的な方向に則した施策例により検討を行ったところです。</p> <p>(霞ヶ浦の水質保全)</p> <p>①霞ヶ浦の水質浄化対策の推進（有機物や窒素・リンの負荷量の削減）</p> <p>②県民参加による環境保全活動の推進</p> <p>○税収を活用して実施する事業の詳細については、今後、内容を決定していきたいと考えていますが、目的に合った施策に充当されることを前提に検討を進めたいと考えています。</p>
98 子どもたちに湖沼に親しませ水を大切に教育に充当すべき	3	3	0	
99 家畜排せつ物による汚濁負荷を抑制してほしい	2	2	0	
100 新たな浄化手法を確立してほしい	1	1	0	
101 霞ヶ浦をきれいにするための流域住民に対する意識改革から始めるべき	1	1	0	

意見要旨	意見数			県の考え方
	総数	個人	法人	
102 汚濁負荷の原因究明が先であり、有効策が分からない段階で新たな財源を確保する必要があるのか	4	4	0	<p>○これまでは、流域地域の住宅における浄化槽設置や一定排水量以上の工場・事業場への排出規制などの水質浄化対策(主に点源対策)を推進してきましたが、CODの経年変化を見ても、ここ数年横ばいが続いており、水質汚濁の進行は抑制されたが、目に見えるほどの大幅な水質改善には至っていない状況です。</p> <p>○その主な理由は、次のようなものと考えています。</p> <p>①霞ヶ浦流域の家庭雑排水の下水道、農村集落排水、合併処理浄化槽等による処理率(生活排水処理総合普及率)が約67%程度にとどまっていること</p> <p>②1日平均排水量が20m³以下の工場・事業所に対して規制の適用がなかったこと</p> <p>③家畜排せつ物の過剰施肥が行われていること</p> <p>④面源由来の汚濁負荷はその性質上発生源の特定が難しく対策の決め手を欠いていること</p> <p>○そこで、今回これらの理由に対応する対策を緊急に進める必要があり、新たな財源を確保して、これまでの取組みに上積みした対策を推進していきたいと考えています。</p>
103 霞ヶ浦にはこれまで多額の税金を投入してきたが効果が上がっていない。これからわずかな額を投入しても効果が上がるのか	3	3	0	
104 薬品による汚水を流さない、家畜による汚濁は土の力を借りるなど原点に戻って施策を考え直すことが必要	2	1	1	
105 霞ヶ浦の不要な護岸やブロック等を除去し、本来の自然の姿に戻せるような取組みに充当できないか	1	1	0	
106 水質浄化の決め手の一つは開門し塩水による浄化効果を利用すること。逆水門の問題の解決なくして霞ヶ浦の浄化は考えられない	2	2	0	
合 計	800	639	161	